

議案第36号

固定資産評価員の選任について

次の方を佐野市固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年6月3日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生年月日
██████████████████	寺 岡 利 幸	██████████████

理 由

本市の固定資産評価員 大木 聡 氏は、本年3月31日に退任されたので、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方税法抜粋

(固定資産評価員の設置)

第404条 …省 略…

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3・4 …省 略…

(固定資産評価員の兼職禁止等)

第406条 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 固定資産評価審査委員会の委員

2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価員の欠格事項)

第407条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

履 歴 書

住 所

[Redacted]

寺 岡 利 幸 生
[Redacted]

学 歴

1 昭和60年 3月

[Redacted]

職 歴

- | | | | |
|---|-------|----|------------------|
| 1 | 昭和60年 | 4月 | 田沼町税務課勤務 |
| 1 | 平成29年 | 4月 | 佐野市こども福祉部保育課長拝命 |
| 1 | 令和 2年 | 4月 | 同 健康医療部長拝命 |
| 1 | 令和 3年 | 4月 | 同 行政経営部長拝命 |
| 1 | 令和 4年 | 4月 | 同 総合政策部長拝命 現在に至る |

賞 罰

[Redacted]